表1 浄水・原水-水質基準項目

			法令に基づく検査 (回/年検算)			独自に行う検査				
番号	項目	基準値	法定検査		給水栓での		計画測定券	度(回/年)	設定理由	
			類度		計画検査頻度		浄水場出口	水源(原水)		
1	一般細菌	100個/mL以下	12		12		12	1	In Later Control of the Control of t	
2	大腸菌	検出されないこと	12		12		12	1	概ね1か月に1回の検査とされている項目。	
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	4	Жа	4	Жс	1	1	概ね3か月に1回の検査とされている項目。	
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	4	Жа	4	% b	1	1	概ね3か月に1回の検査とされている項目です。 過去の検査結果から検査回数を減少できることに なっていますが、安全性確認のため検査を行いま す。	
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	4	Жа	4	% b	1	1		
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	4	Жa	4	Жь	1	1		
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	4	 %a	4	% b	1	1		
8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下	4	Жа	4	% b	1	1		
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	4		4		4	1		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	4		4		1	1	概ね3か月に1回の検査とされている項目。	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	4	Жa	4		12	1		
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	4	Жa	4	% b	1	1		
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	4	Жа	4	% b	1	1	概ね3か月に1回の検査とされている項目です。	
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	4	Жа	4	% b	1	1	過去の検査結果から検査回数を減少できることに なっていますが、安全性確認のため検査を行いま	
15	1, 4-ジオキサン	0.05mg/L以下	4	Жa	4	% b	1	1	す。	
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及び トランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	4	 %a	4	% b	1	1		
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	4	Жа	4	% b	1	1	概ね3か月に1回の検査とされている項目。	
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	4	Жа	4	% b	1	1	做ね3か月に1回の検査とされている項目。 安全性確認のため検査を行います。	
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	4	Жa	4	Жс	1	1	概ね3か月に1回の検査とされている項目。	
20	ベンゼン	0.01mg/L以下	4	Жa	4	% b	1	1	概ね3か月に1回の検査項目。安全確認のため。	
21	塩素酸	0.6mg/L以下	4		4		7	=		
22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	4		4		4	-		
23	クロロホルム	0.06mg/L以下	4		4		4	-		
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	4		4		4	_	概ね3か月に1回の検査とされている項目です。	
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	4		4		4	_		
26	臭素酸	0.01mg/L以下	4		4		4	_		
27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	4		4		4	_		
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	4		4		4	_		
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	4		4		4	-		
30	ブロモホルム	0.09mg/L以下	4		4		4	-		
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	4		4		4	-		
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	4	Жа	4	Жb	1	1	 概ね3か月に1回の検査とされている項目です。	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	4	Жa	4	Жb	1	1	過去の検査結果から検査回数を減少できることに	
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	4	Жa	4	Жb	1	1	なっていますが、安全性確認のため検査を行います。 す。	
35	銅及びその化合物	1.0mg/L以下		Жa	4	% b	1	1		
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下		Жa	4		1	1	概ね3か月に1回の検査とされている項目。	
	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下		Жa	4	Жb	1	1	概ね3か月に1回の検査項目。安全確認のため。	
38	塩化物イオン	200mg/L以下	12		12		12	1	概ね1か月に1回の検査とされている項目。	
39	カルシウム・マグネシウム等 (硬度)	300mg/L以下	4	Жa	4		4	1	概ね3か月に1回の検査とされている項目。	
40	蒸発残留物	500mg/L以下	4	Жа	4		4	1	- 1次1647/7月に1日97月日にで4からが必須日。	
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	4	Жа	4	Жb	1	1	概ね3か月に1回の検査項目。安全確認のため。	
42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	発生時期に月1回		発生時期に月1回		-	1	発生時期に概ね1か月に1回の検査とされている項	
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	発生時期に月1回		発生時期に月1回		_	1	目です。	
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	4	Жа	4	% b	1	1	概ね3か月に1回の検査とされている項目。	
45	フェノール類	0.005mg/L以下	4	Жa	4	% b	1	1	安全性確認のため検査を行います。	
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3.0mg/L以下	12		12		12	1		
47	pH値	5.8以上8.6以下	12		12		12	1	- 概ね1か月に1回の検査とされている項目。	
48	味	異常でないこと	12		12		12	_		
49	臭気	異常でないこと	12		12		12	1		
50	色度	5度以下	12		12		12	1		
51	濁度	2度以下	12		12		12	1		

※a・・・法令により過去3年間における検査の結果により、検査頻度をを最大3年に1回に減らすことができる項目

※b・・・過去の検出状況から検査頻度を減らすことができる項目ですが、安全性確認のため概ね3か月に1回の検査を行う項目

※c・・・水質基準に設けられたばかり・もしくは基準値の変更により、法令通り概ね3か月に1回の検査を行う項目

浄水場出口及び水源での原水の検査は浄水処理工程の適正な水質管理の面から行います。

番号21~31は塩素消毒を行った際に生成されるものなので、原水では検査を行いません。

表2 浄水一水質管理目標設定項目

	項目	目標値	計画測定頻度 (回/年)
1	アンチモン及びその化合物	0.02mg/L以下	1
2	ウラン及びその化合物	0.002mg/L以下	1
3	ニッケル及びその化合物	0.02mg/L以下	1
4	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	1
5	トルエン	0.4mg/L以下	1
6	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/L以下	1
7	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L以下	1
8	抱水クロラール	0.02mg/L以下	1
9	残留塩素	1.0mg/L以下	1
10	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	10mg/L以上100mg/L以下	1
11	マンガン及びその化合物	0.01mg/L以下	1
12	遊離炭酸	20mg/L以下	1
13	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L以下	1
14	メチルーtーブチルエーテル(MTBE)	0.02mg/L以下	1
15	有機物等(KMnO4)	3.0mg/L以下	1
16	臭気強度(TON)	3以下	1
17	蒸発残留物	30mg/L以上200mg/L以下	1
18	濁度	1度以下	1
19	pH値	7.5程度	1
20	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし、極力0に近づける	1
21	従属栄養細菌	1mLの検水で形成される集落数が 2,000以下(暫定)	4
22	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	1
23	アルミニウム及びその化合物	0.1mg/L以下	1
24	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	量の和として0.00005mg/L以下	1

表3 原水—独自検査項目

	項目	基準値/目標値	計画測定頻度(回/年)
1	大腸菌	検出されないこと	4
2	嫌気性芽胞菌	検出されないこと	4
3	塩素要求量	_	1
4	アンモニア態窒素	_	1
5	鉄細菌	_	1

表4 原水-農薬検査項目

	農薬38項目	目標値(mg/L)	計画測定頻度(回/年)
1	1, 3ージクロロプロペン(D-D)	0.05	1
2	2, 4-D(2, 4-PA)	0.02	1
3	EPN	0.004	1
4	アトラジン	0.01	1
5	アラクロール	0.03	1
6	イソキサチオン	0.005	1
7	エスプロカルブ	0.03	1
8	オキシン銅(有機銅)	0.03	1
9	カフェンストロール	0.008	1
10	カルボフラン	0.005	1
11	クロルピリホス	0.003	1
12	クロロタロニル(TPN)	0.05	1
13	ジウロン(DCMU)	0.02	1
14	ジクロベニル(DBN)	0.03	1
15	ジスルホトン(エチルチオメトン)	0.004	1
16	シマジン(CAT)	0.003	1
17	シメトリン	0.03	1
18	ダイアジノン	0.003	1
19	チウラム	0.02	1
20	チオベンカルブ	0.02	1
21	トリクロピル	0.006	1
22	トリクロルホン(DEP)	0.005	1
23	トリフルラリン	0.06	1
24	フィプロニル	0.0005	1
25	フェニトロチオン(MEP)	0.01	1
26	フェノブカルブ(BPMC)	0.03	1
27	フェンチオン(MPP)	0.006	1
28	フェントエート(PAP)	0.007	1
29	ブタミホス	0.02	1
30	プレチラクロール	0.05	1
31	プロベナゾール	0.05	1
32	ブロモブチド	0.1	1
33	ベノミル	0.02	1
34	メコプロップ (MCPP)	0.05	1
35	メソミル	0.03	1
36	メチダチオン(DMTP)	0.004	1
37	メフェナセット	0.02	1
38	モリネート	0.005	1

表5 浄水—放射性物質

	項目	指標値	計画測定頻度(回/月)
1	放射性セシウム134及び137	併せて10Bq/kg	1

※放射性物質は3回(3か月)にわたり放射性セシウム134及び137が不検出(1Bq/kg未満)の場合、検査頻度を1回/3か月に減らします。また、検査結果や国の指針の変更により測定頻度は変わる場合があります。